

使用開始日:2011年6月17日

グローバル3資産ファンド

追加型投信／内外／資産複合

ワンプレートランチ

【愛称】

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

ホームページ：<http://www.smam-jp.com>

電話番号：0120-88-2976

【受付時間】 営業日の午前9時～午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

住友信託銀行株式会社

委託会社の概要

委託会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2011年4月28日現在)

運用する投資信託財産
の合計純資産総額 5兆685億円(2011年4月28日現在)

商品分類

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※上記の商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2010年12月21日に関東財務局長に提出しており、2010年12月22日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

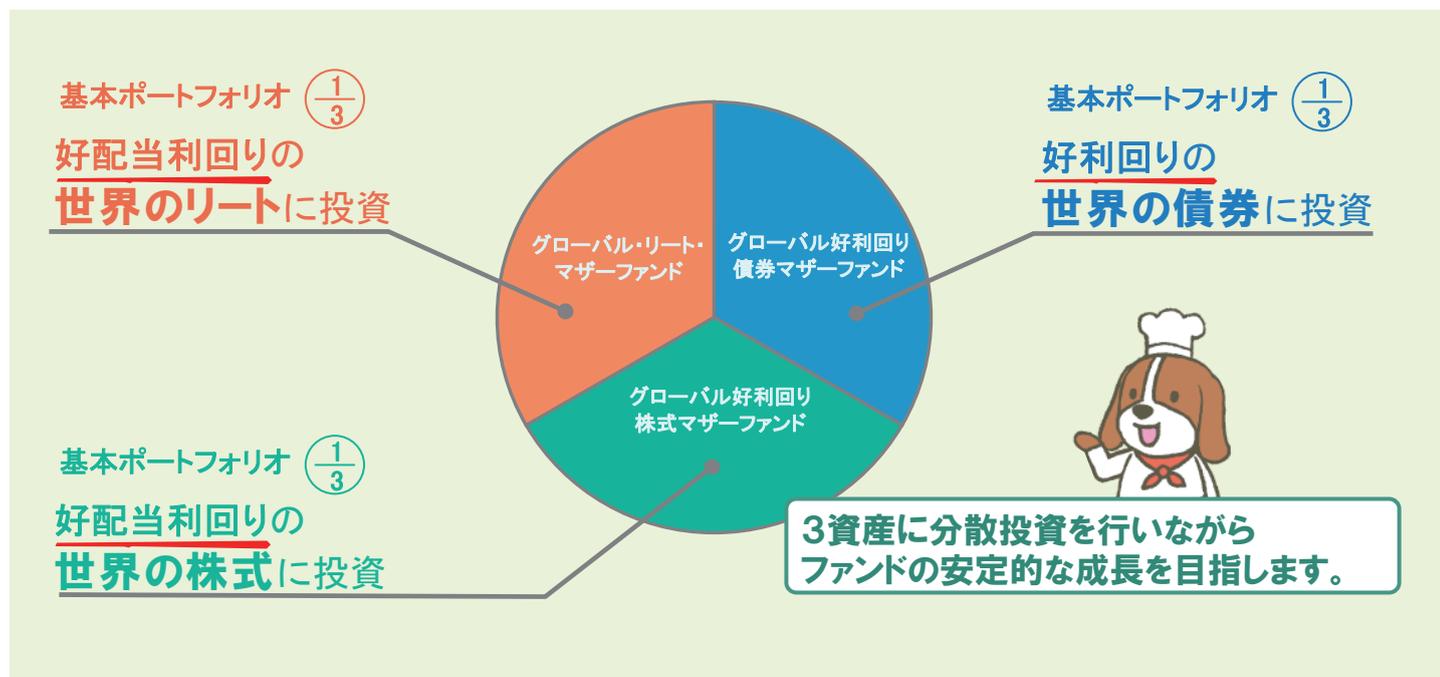
「グローバル好利回り債券マザーファンド」、「グローバル好利回り株式マザーファンド」および「グローバル・リート・マザーファンド」(以下、総称して「マザーファンド」といいます。)を組み入れることにより、実質的に、世界の債券、株式、不動産投資信託(リート)に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 世界の債券、株式、不動産投資信託(リート)の3つの異なる資産に分散投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。

各資産は、好利回りに着目して運用します。
実際の運用は、3つのマザーファンドへの投資を通じて行います。

2 債券、株式、リートへの投資割合は、1:1:1を基本とします。



ファンドの目的・特色

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

毎月決算(原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日)を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

※配当等収益を中心に安定した分配を目指します。売買益(評価益を含みます。)については、原則として、毎年3月、6月、9月および12月の決算時に、基準価額水準、分配対象額等を勘案して分配を行うことを目指します。



[分配金支払いのイメージ]

毎月分配 配当等収益を中心に、安定した分配を目指します。



ボーナス分配 売買益等(評価益を含みます。)から基準価額の水準、分配対象額等を勘案して分配を行うことを目指します。

※上の図は分配金支払いのイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いをお約束するものではありません。
※分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ファンドの目的・特色

マザーファンドの投資方針等

グローバル好利回り債券マザーファンド

- 主として、世界の主要国のソブリン債等を中心に投資します。
ソブリン債等には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券も含まれます。
- 投資対象とする債券の格付けは、取得時において主要格付け機関の長期信用格付けで AA-格相当以上とします。
- 主要投資対象国および国別配分については、信用力、流動性、金利・経済状況、通貨分散等を勘案して決定します。
- 主要投資対象国および国別配分は、随時見直します。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

グローバル好利回り株式マザーファンド

- 世界の主要国の上場株式を投資対象とします。
- 主要国の好配当銘柄に分散投資を行い、配当収入等による安定収益に加え、中長期的な信託財産の成長を狙います。
配当利回りと増配期待に着目した銘柄選定を行います。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

グローバル・リート・マザーファンド

- 主として、日本を含む世界各国において上場しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- 安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率[※]の高い銘柄を中心に分散投資します。
※賃貸事業収入比率：「賃貸事業収入÷営業収益」（実績ベース）。
賃貸事業収入の営業収益全体に占める割合で、賃貸事業比率が高い程、同比率も高くなります。したがって、同比率の高い銘柄は、安定的かつ高い配当原資を確保していると判断されます。なお、同比率はリートが発表する決算データに基づいて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループのアナリストが分析した数値によって計算されたものです。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。

※BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループのビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイに資金配分（為替取引を含む）およびリートの運用指図に関する権限、フォルティス・インベストメント・マネジメント・ユーエスエー・インク、ビーエヌピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッドにリートの運用指図に関する権限を委託します。
なお、将来、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ内の組織変更等に伴い、運用委託先の形式的な変更が生じることがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記の運用と異なる運用を行う場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主に内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーツの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリーツの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。

リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

運用実績

基準日2011年4月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額	5,643円
純資産総額	1,384億円

分配の推移

決算期	分配金
2011年 4月	35円
2011年 3月	35円
2011年 2月	35円
2011年 1月	35円
2010年 12月	35円
直近1年間の累計	420円
設定来累計	4,265円

※分配金は1万円当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万円当たり、信託報酬控除後です。

※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

主要な資産の状況

■グローバル3資産ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
グローバル・リート・マザーファンド受益証券	日本	33.53
グローバル好利回り債券マザーファンド受益証券	日本	33.26
グローバル好利回り株式マザーファンド受益証券	日本	33.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.14
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル・リート・マザーファンド	33.53
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り債券マザーファンド	33.26
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り株式マザーファンド	33.07

■グローバル好利回り債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	ニュージーランド	14.25
	ノルウェー	13.29
	スウェーデン	12.59
	カナダ	10.64
	アメリカ	8.33
	その他	18.48
特殊債券	国際機関	14.99
地方債証券	オーストラリア	3.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.64
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ニュージーランド	国債証券	NZGB 6.5% 130415	6.5	2013/4/15	6.12
ニュージーランド	国債証券	NZGB 6% 15/04/15	6	2015/4/15	6.11
ノルウェー	国債証券	NORWAY GOV 5% 150515	5	2015/5/15	4.80
スウェーデン	国債証券	SGB 5.5% 12/10/08	5.5	2012/10/8	4.75
スウェーデン	国債証券	SGB 6.75% 14/05/05	6.75	2014/5/5	4.59
アメリカ	国債証券	US T 8.75% 20/08/15	8.75	2020/8/15	4.58
カナダ	国債証券	CAN 8% 23/06/01	8	2023/6/1	4.41
ノルウェー	国債証券	NORWAY GOV 4.25% 170519	4.25	2017/5/19	4.40
ノルウェー	国債証券	NORWAY GOV 6.5% 130515	6.5	2013/5/15	4.09
国際機関	特殊債券	EIB 7% 12/01/24	7	2012/1/24	3.79

■グローバル好利回り株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	28.51
	イギリス	14.85
	カナダ	9.99
	オーストラリア	9.44
	フランス	6.47
	香港	5.82
	オランダ	3.85
	その他	19.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.72
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	3.27
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORPORATION	消費者サービス	2.65
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	2.65
カナダ	株式	ENBRIDGE INC	エネルギー	2.42
オランダ	株式	KONINKLIJKE DSM NV	素材	2.37
オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	2.37
カナダ	株式	BANK OF NOVA SCOTIA	銀行	2.27
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.09
カナダ	株式	NATIONAL BANK OF CANADA	銀行	2.04
オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORPORATION	銀行	2.02

運用実績

基準日2011年4月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

主要な資産の状況

■グローバル・リート・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アメリカ	37.66
	オーストラリア	16.74
	日本	9.26
	フランス	8.97
	イギリス	8.74
	カナダ	6.14
	シンガポール	4.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	その他	4.64
合計(純資産総額)		3.52
		100.00

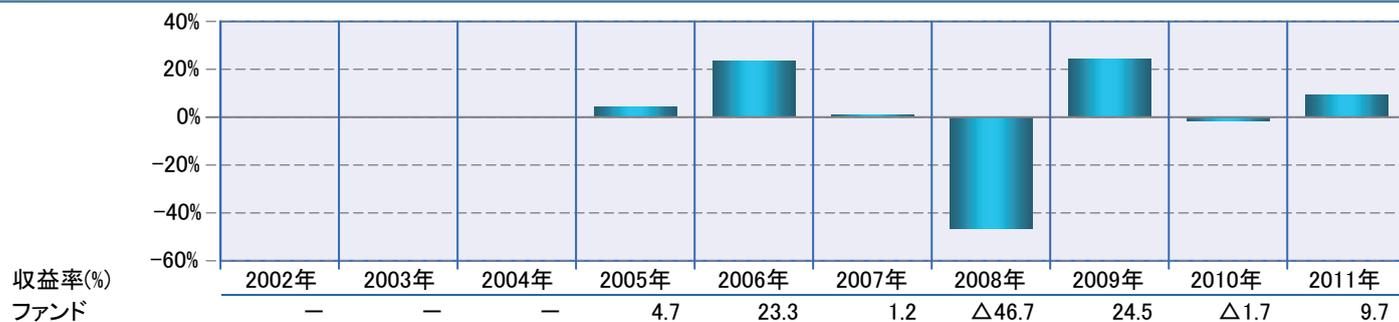
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	6.80
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	5.13
アメリカ	投資証券	HCP.INC.	4.77
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	4.03
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	3.54
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	3.20
アメリカ	投資証券	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	3.08
アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	2.74
カナダ	投資証券	BOARDWALK REAL ESTATEINVESTMENT TRUST	2.34
シンガポール	投資証券	CAPITAMALL TRUST	2.33

(注1) 比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。

2005年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2005年9月30日)から年末までの騰落率を表示しています。

2011年のファンドの収益率は、年初から2011年4月28日までの騰落率を表示しています。

ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.25%)を差し引いた価額となります。
換金代金	解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目に降にお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2010年12月22日から2011年12月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	無期限です。(信託設定日:2005年9月30日)
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目に降にお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月(原則として3月および9月の各決算時までの期間)毎に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	お申込金額(購入価額×購入口数)に3.15%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	解約時に、1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年1.47%(税抜き1.4%)の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。配分は、各販売会社の純資産残高に応じて以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各販売会社の純資産残高</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円未満の部分</td> <td>年0.73500%</td> <td>年0.68250%</td> <td>年0.0525%</td> </tr> <tr> <td>50億円以上100億円未満の部分</td> <td>年0.70875%</td> <td>年0.70875%</td> <td>年0.0525%</td> </tr> <tr> <td>100億円以上300億円未満の部分</td> <td>年0.68250%</td> <td>年0.73500%</td> <td>年0.0525%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上500億円未満の部分</td> <td>年0.65625%</td> <td>年0.76125%</td> <td>年0.0525%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上の部分</td> <td>年0.63000%</td> <td>年0.78750%</td> <td>年0.0525%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分は税込みで記載しております。 ※委託会社の報酬には、運用委託先の投資顧問会社へ支払う投資顧問報酬が含まれております。 ※当ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、当ファンドの受益者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。</p>	各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社	50億円未満の部分	年0.73500%	年0.68250%	年0.0525%	50億円以上100億円未満の部分	年0.70875%	年0.70875%	年0.0525%	100億円以上300億円未満の部分	年0.68250%	年0.73500%	年0.0525%	300億円以上500億円未満の部分	年0.65625%	年0.76125%	年0.0525%	500億円以上の部分	年0.63000%	年0.78750%	年0.0525%
各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社																						
50億円未満の部分	年0.73500%	年0.68250%	年0.0525%																						
50億円以上100億円未満の部分	年0.70875%	年0.70875%	年0.0525%																						
100億円以上300億円未満の部分	年0.68250%	年0.73500%	年0.0525%																						
300億円以上500億円未満の部分	年0.65625%	年0.76125%	年0.0525%																						
500億円以上の部分	年0.63000%	年0.78750%	年0.0525%																						
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。																								

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

上記は、2011年4月28日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

